

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月25日

京 都 市 教 育 委 員 会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「施行細則」という。)」を削る。

第5条を削る。

第6条の見出しを「(変則勤務手当)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「特例時間勤務手当」を「変則勤務手当」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第5条とする。

第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第1項中「及び年末年始勤務手当」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第9条とし、第12条を第10条とする。

附則第2項中「第8条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)